

## 別表八の二 「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の4（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）（措置法第68条の103又は第68条の104（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず、中段の「総資産価額等の計算」及び「受取配当等の額の明細」の各欄（「15」から「28」まで）を記載し、次に上段の各欄（「1」から「14」まで）を記載します。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の11（受取配当等の益金不算入額の個別帰属額の計算）の規定により各連結法人に帰せられる金額について、連結法人ごとに別業に記載します。

### 3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に「個別帰属額の計算」の「連結法人名」に記載した連結法人の法人名を記載します。	
「当期に支払う負債利子等の額 3」	当期に支払う負債利子のほか、令第21条（負債の利子に準ずるもの）に掲げるものも含め、各連結法人の合計額を記載します。	措置法第68条の89第1項（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定により損金の額に算入されない負債の利子の金額がある場合には、その損金の額に算入されない負債の利子の金額は、当期に支払う負債の利子等の額から控除します。
「連結法人に支払う負債利子等の額 4」	「3」に記載した金額のうち、連結法人が他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限り、）に支払う金額の合計額を記載します。	
「特別利子の額 5」	措置法第67条の7第1項（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）に規定する特別利子の額を記載します。	
「総資産の帳簿価額 15」	各連結法人の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないも	税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	のは控除したところによります。) を記載します。	は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。
<p>「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等16」</p>	<p>次の(1)から(5)までに掲げる金額の合計額から(6)に掲げる金額を減算した金額について、各連結法人の合計額を記載します。</p> <p>(1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額</p> <p>(2) 特別償却準備金として積み立てている金額</p> <p>(3) 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第7条第2項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合の同条第1項に規定する再評価差額に相当する金額</p> <p>(4) その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じです。）に係る評価益等相当額</p> <p>(5) 連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基となるものに限り、）の額に相当する金額</p> <p>(6) その他有価証券に係る評価損等相当額</p>	<p>税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。</p>
<p>「期末関係法人株式等の帳簿価額18」</p>	<p>各期末における税務計算上の帳簿価額により記載します。</p> <p>なお、この場合の期末関係法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（完全子法人株式等を除きます。）を、当該連結事業年度終了の日以前6月以上（当該他の内国法人が当該連結事業年度終了の日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該連結事業年度終了の日まで）引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資など、令第155条の8第3項（期末関係法人株式等）の規定により関係法人株式等となるものをいいます。</p>	<p>「前期末現在額」には、完全子法人株式等、関係法人株式等又はこれら以外の株式等の区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明細書の当期末現在額の金額をそのまま記載します。</p>
<p>「株式及び出資等19」</p>	<p>各期末における税務計算上の帳簿価額により、次により記載します。</p> <p>(1) この欄には、期末完全子法人株式等及び期末関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等の帳簿価額を記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>この場合の期末完全子法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に当該連結事業年度開始の日（当該他の内国法人が当期の中途において設立された法人である場合にあっては、当該他の内国法人の設立の日）からその終了の日まで継続して完全支配関係があった場合（当該連結法人が当期の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該連結事業年度開始の日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該連結事業年度終了の日まで継続して当該連結法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。）の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。</p> <p>(2) 外国法人、公益法人等若しくは人格のない社団等若しくは次に掲げる法人の株式若しくは出資又は当該連結法人の株式若しくは出資を除きます。</p> <p>イ 資産の流動化に関する法律第2条第3項（定義）に規定する特定目的会社</p> <p>ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項（定義）に規定する投資法人</p> <p>ハ 措置法第68条の3の2第1項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人</p> <p>ニ 措置法第68条の3の3第6項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る同条第1項に規定する受託法人</p> <p>(3) 措置法第3条の2（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。以下同じです。）及び平成19年改正前の措置法第68条の3の4第1項に規定する特定投資信託（同項第1号ロ及びハに掲げる要件を満たすものを除きます。）がある場合には、その帳簿価額を含めて記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「受益権の帳簿価額× 50又は25 100 相当額20」</p>	<p>各期末における税務計算上の帳簿価額により記載します。</p> <p>なお、公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の受益権についてはその帳簿価額の2分の1（<math>\frac{50}{100}</math>）相当額により、外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものについてはその帳簿価額の4分の1（<math>\frac{25}{100}</math>）相当額によります。</p>	<p>外貨建等証券投資信託とは、信託約款において信託財産の50%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができることとされている証券投資信託をいい、このうち、75%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができることとされているものを特定外貨建等証券投資信託といいます。</p>
<p>「受取配当等の額の明細」の欄の「完全子法人株式等」、「関係法人株式等」及び「その他株式等」</p>	<p>「受取配当等の額の明細」の各欄を記載する場合の完全子法人株式等又は関係法人株式等とは、次によります。</p> <p>(1) この場合の完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の開始の日から当該計算期間の末日まで継続して当該連結法人とその配当等の額を支払う他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に完全支配関係があった場合（当該連結法人が当該計算期間の途中において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該計算期間の開始の日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該計算期間の末日まで継続して当該連結法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。）の当該他の内国法人の株式又は出資（その支払を受ける配当等の額が法第24条第1項の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、当該金額の支払に係る効力が生ずる日の前日において当該連結法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係が</p>	<p>「その他株式等」には、完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等について記載します。</p> <p>(1)の計算期間とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配に係るものを含みます。）の支払に係る基準日の翌日（次に掲げる場合には、それぞれ次によります。）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいいます。</p> <p>(1) 当該翌日とその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日の1年前の日以前の日である場合又はその支払を受ける配</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>あった場合の当該他の内国法人の株式又は出資)をいいます。</p> <p>(2) この場合の関係法人株式等とは、連結法人が他の内国法人(公益法人等又は人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資(完全子法人株式等を除きます。)を、当該連結法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る効力が生ずる日以前6月以上(当該他の内国法人が当該効力が生ずる日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該効力が生ずる日まで)引き続き有している場合における当該他の内</p>	<p>当等の額が当該1年前の日以前に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合  当該1年前の日の翌日</p> <p>(2) その支払を受ける配当等の額がその支払に係る基準日前1年以内に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合  当該設立の日</p> <p>(3) その支払を受ける配当等の額がその配当等の額の元本である株式又は出資を発行した他の内国法人からその支払に係る基準日前1年以内に取得した株式又は出資につきその取得の日以後最初に支払われる配当等の額である場合  当該取得の日</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>国法人の株式又は出資のほか、令第155条の10第1項第2号(関係法人株式等の範囲)に規定する他の内国法人の株式をいいます。</p>	
<p>「受取配当等の額21」、 「受取配当等の額22」 及び「受取配当等の額26」</p>	<p>当期において内国法人から受けた剰余金の配当(株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除きます。)、利益の配当(分割型分割によるものを除きます。)、剰余金の分配(出資に係るものに限ります。) 若しくは資産の流動化に関する法律第115条第1項(中間配当)に規定する金銭の分配の額又は証券投資信託(公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。)の収益の分配額(特定株式投資信託にあつては収益の分配額の全額に相当する金額により、令第19条第1項(証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額)に規定する証券投資信託については2分の1(外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものの収益の分配については4分の1)に相当する金額によります。)をその内国法人又は銘柄別に、また、「完全子法人株式等」に係る配当等と「関係法人株式等」に係る配当等と「その他株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。</p>	<p>(1) 外国法人又は公益法人等若しくは人格のない社団等から受ける配当等の額及び適格現物分配に係る受取配当等の額は受取配当等の金額から除かれます。 (2) 法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合には、法第24条の規定により、配当等の額とみなされる金額については、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。</p>
<p>「本店の所在地(証券投信にあつては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別)25」及び「受取配当等の額(その収入額×<math>\frac{100、50 \text{ 又は } 25}{100}</math>)26」</p>	<p>証券投資信託(公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。)にあつては、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 特定株式投資信託 「25」に特定株式投信と記載し、「26」には<math>\frac{100}{100}</math>に相当する金額を記載します。</p> <p>(2) 特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託 「25」に外貨建等投信と記載し、「26」には<math>\frac{25}{100}</math>に相当する金額を記載します。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)以外の証券投資信託 「25」にその他投信と記載し、「26」には<math>\frac{50}{100}</math>に相当する金額を記載します。</p>	<p>公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託については、記載の必要はありません。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「左のうち益金の額に算入される金額23」及び「左のうち益金の額に算入される金額27」</p>	<p>受取配当等の金額(みなし配当の額を除きます。)の元本たる株式等のうち、連結法人(当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。)がその配当等の額の支払に係る基準日(信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となった期間の末日)以前1月以内に取得し、かつ、当該基準日後2月以内に譲渡したものがあつた場合に、その株式等について受けた受取配当等の額につき、「関係法人株式等」に係る配当等と「その他株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。</p>	<p>(1) 同じ銘柄の一部につきその支払に係る基準日(信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となった期間の末日)以前1月以内に取得したものと当該基準日後2月以内に譲渡したものとがあつた場合には、その該当するものの数は、令第155条の7(益金に算入される配当等の元本たる株式等)の規定により、その支払に係る基準日(信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となった期間の末日)以前1月以内に取得したものとそれ以前から所有していたものとが平均的にその末日後2月以内に譲渡されたものとして計算した数によります。</p> <p>(2) 法第81条の4第2項又は第3項の規定により計算した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。</p>

#### 4 根拠条文

法81の4、平成19年改正前の法81の4、平成19年改正法附則1八口、32、34、令155の7～155の11、規則8の4、措置法68の103、68の104